

第2期広島県地域福祉支援計画に係る令和6年度事業の実施状況

分野別施策（地域福祉計画掲載ページ）			事業名等	事業内容の実績（R6年度）	モニタリング指標の有無
Ⅰ 地域共生社会に対する理解の促進（P.20～22）					
1 県民の理解と行動の促進（P.20～21）					
		特定のモデル地域において、県民や地域の関係機関等に対し、課題が潜在化・重篤化する場合の共通点を調査し、早期発見・重篤化防止のための取組を検討し、福祉的な悩みを抱える人が早期に支援につながる仕組み・環境づくりを推進します。	・地域共生社会推進事業（県民理解の促進）	○地域共生社会づくりの県民の理解・行動を促進するためのモデル事業の実施 ・人口や地域の特色など、地域性に差異がある2地区をモデル事業実施地域として選定。（福山市西学区、常金丸学区） ・各モデル地域における関係者との調整、事業計画の検討 ・福祉専門職や民生委員などを対象に、「課題を抱える人への気づきにつながる特徴」等にかかるヒアリングを実施。 ・ヒアリング結果を踏まえ、課題を抱える人に対して自分たちができることについて考えるきっかけとなる普及教材（映像媒体及び紙媒体）を製作。	有
2 多様性等への相互理解の促進（P.22）					
	(1)	個々人の性別、年齢、障害の有無、民族、国籍などの様々な違いを認め合い、尊重し合う意識の醸成のための啓発を引き続き行うとともに、社会情勢の変化や新たに発生する人権課題などを踏まえた取組を行います。 また、啓発の実施に当たっては、間違った知識や誤った認識が多くの人権侵害の要因となっていることを踏まえ、多様性に関する正しい理解の浸透を図るとともに、対象となる課題に合わせて体験学習を取り入れるなど、日常生活の中に反映されるような実践的な講座を拡大していきます。	・人権施策推進事業	○人権尊重の理念が広く県民に普及し理解されるよう、各種啓発事業を実施 ・県民参加型の人権啓発イベント「ヒューマンフェスタ2024ひろしま」を開催（トークショー、啓発資料の配架、パネル展示等を実施） ・人権啓発指導者養成研修会の実施（オンライン開催2回） ・啓発リーフレット「広島県人権だより」作成・配布 等	有
			・わたしらしい生き方応援社会づくり事業	○性別にかかわらず、わたしらしい生き方を選択できるための意識改革の取組を実施 ・性別に関する固定観念の解消のため、ジェンダー川柳コンテストを実施 ・男女双方の意識改革に係る調査の実施 等	有
	(2)	市町や関係団体、企業等との連携や協力を得ながら、「あいサポート運動」の多様な取組を継続して展開し、この運動に賛同・参画する人や企業を増やすことを通じて、障害や障害者に関する県民の理解促進や行動促進を図ります。	・「あいサポートプロジェクト」実施事業	○障害への理解促進 ・「あいサポート研修」、「あいサポートメッセージャー養成研修」、「就労支援メッセージャー養成研修」をそれぞれ2回実施した。 ・「出前講座」を40回実施した（令和6年12月末現在）。 ○あいサポートプロジェクトの推進 ・障害者の雇用や合理的配慮等について特に先進的な取組を行っている「あいサポート企業・団体」を1者表彰した。 ○ヘルプマークの普及促進 「あいサポート運動」に係る各種研修において、ヘルプマークの紹介を行った。また、県ホームページでヘルプマークについて紹介した。	有
Ⅱ 多様な主体による支え合いの促進（P.23～33）					
1 地域活動に携わる多様な担い手づくり（P.23～25）					
	(1)	小地域福祉活動等の更なる充実を図るため、県社会福祉協議会と連携・協働して、地域活動を担う人材の育成や活動支援等に取り組みます。	・社会福祉協議会補助金	市町社協職員や福祉活動専門員などを対象とした研修及び訪問指導を実施。（例：支え合い活動リーダー等養成研修ほか）	無
	(2)	学校と地域等が連携した福祉教育の取組を推進し、家族や仲間、地域の人々、地域の高齢者や障害のある人たちの生活を理解するとともに、体験的・実践的な活動を通じ、児童・生徒が自ら主体的に社会的な課題に関わっていく意欲や実践する力を養います。	・学校と地域等が連携した福祉教育の推進	○学習指導要領に基づいた発達段階に応じた児童・生徒の福祉等について理解を深める教育活動を実施 ・小学校では、総合的な学習の時間において、高齢者を含む様々な世代の住民が関わる地域のこども食堂の運営について話し合い、よりよいこども食堂を構想し、計画・実行する学習を行った学校がある。 ・中学校では、技術・家庭科において、社会福祉協議会から高齢者疑似体験セットを貸与し、立ち上がりや歩行などの介助の方法など体験的な活動を通して、実感を伴って高齢者との関わり方を理解する学習を行った学校がある。 ・研究協議会等で各学校の取組を交流し、普及を図った。	無
				・令和6年5月に開催された「第7回広島県高校生介護技術コンテスト」に福祉を学ぶ高等学校6校の高校生が出場し、日頃身に付けた介護技術の発表等を行った。 ・出前授業や魅力発信イベントの開催について、関係高等学校への周知を図った。 ・教員の指導力向上に向け、広島県高等学校教育研究会福祉部会が主催する公開授業研究等において指導主事による指導助言等を行った。	無
	(3)	○民生委員・児童委員が、地域の複雑・多様化した相談に対応できるよう、「民生委員・児童委員活動の手引」の改訂や、県民生委員児童委員協議会や地区民生委員児童委員協議会が行う研修会等への支援を行い、その質の向上を図ります。 ○また、困りごとを抱えた人の早期把握・早期支援のために、地域住民をはじめとする多様な主体が、民生委員・児童委員や生活支援コーディネーターと連携する市町の取組を支援します。 ○民生委員・児童委員の負担軽減やなり手の不足への対応のため、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに向け、広く住民等に対し、制度の周知やその活動内容等の普及啓発を行います。 ○個々の民生委員・児童委員が負担を抱え込まないよう、市町及び県民生委員児童委員協議会や地域住民と協働・連携し、活動しやすい環境づくりについて支援します。	・民生委員・児童委員費	○広島県民生委員児童委員協議会が行う研修事業及び地域の民生委員児童委員協議会の運営に要する費用に対し補助を実施 ○県の広報ツール（デジタルサイネージ、商業施設へのチラシ配下等）を活用し、県民への理解促進を実施 ○市町民生委員事務担当者を対象とした情報交換会を実施	無
	(4)	安定的な雇用環境の創出を図り、地域社会の維持と地域経済の活性化に貢献する「地域づくり人材」の確保に向け、市町における特定地域づくり事業協同組合制度の活用推進に取り組みます。	・特定地域づくり事業協同組合制度	・現在、3市町が特定地域づくり事業協同組合を設立済み（東広島市、安芸太田町、神石高原町） ・市町に対し、制度説明を実施	無
	(5)	実践的な地域づくりのフィールドワークやノウハウを学ぶ人材養成塾などを通じて、身近な生活課題の解決に取り組む人材を育成していきます。	・ひろしま里山・人材力加速事業	○地域の担い手の確保・育成 ・チーム500WEBサイトの運営 ・ひろしまさとやまGOODアワード（表彰制度） 5件表彰 ・ひろしま「ひと・夢」未来塾（人材育成塾） 卒塾生29人 ・ひろしま里山づくり学習プログラム 県内4地域実施 ・さとやま未来円卓会議（コンソーシアム） 2回6人登壇 ・元気さとやま応援プロジェクト（補助金） 交付決定43件 ・サポートデスク（相談窓口） 87件（R7.1末） ○集落対策 ・専門人材派遣 11組織、生活サービス確保等 4地域 ・住民自治組織持続可能性創出モデルの推進 5件	有
	(6)	県社会福祉協議会と連携し、ボランティアコーディネーターの育成研修の開催や、大学、地縁組織、NPO、地元企業、社会福祉法人などの多様な主体が連携するネットワークの構築などによりボランティアセンターの機能強化を図るとともに、啓発・広報等を通じて、新たな担い手の参加促進に取り組みます。	・社会福祉協議会補助金 ・広島県ボランティアセンター事業費補助金	○担い手づくり・連携支援事業 ・ボランティア活動者交流会（1回） ・ボランティア活動・福祉教育推進委員会（2回） ・市町社協ボランティアコーディネーター研修（1回） ・市町社協ボランティアセンター担当者会議（1回） 等	無
	(7)	大規模災害や感染症流行時における災害に備えて、県被災者生活サポートボラネット推進会議において、災害ボランティアの確保やICTの活用策等の検討、市町社会福祉協議会の職員に対する研修などにより、災害発生時に、速やかに被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）が設置され、効果的な支援が展開されるよう取り組みます。		○災害ボランティアセンター設置運営研修棟支援事業 ・災害ボランティアセンター支援員の設置等 ・市町被災者生活サポートボランティアセンター運営書会議（1回） ・被災者生活サポートボランティアセンター運営者研修（2回） ・被災者支援体制強化（プロボノ部会：1回予定：3月） 等	

分野別施策(地域福祉計画掲載ページ)				事業名等	事業内容の実績(R6年度)	モニタリング指標の有無
2 社会とつながる機会・場づくりの促進(P.26～27)						
		(1)	県内の社会福祉法人に対し、国が作成する「地域における公益的な取組」の好事例集等を定期的に周知することで、各法人の積極的な活動を喚起するとともに、個別の相談に対する助言等により、それぞれの地域・法人に適した取組を促します。	・社会福祉法人の地域公益活動の好事例共有	・国が作成する全国の地域における公益的な取組の好事例集を通知により周知(県所管法人及び市町担当課) ・他法人の事例や好事例集を基にした助言 取り組めていない法人については、地域の環境や法人の規模が似た他法人の取組を参考にしよう助言 ・法人が毎年届け出る現況報告書への記載依頼 法人が6月末までに所轄庁へ届け出た上で公表される現況報告書への取組の記載依頼 現況報告書へ記載のない法人については、法人監査時に、取組状況を確認の上で記載依頼	無
		(2)	企業や子育て支援者・団体等と連携し、多様化する子育て家庭のニーズに応じた子供や子育て家庭に優しいサービスの提供を促進するとともに、当該取組の共有・発信を行います。	・子育て環境改善事業 ・子育てポータルサイト運営事業 ・寄附を活用した子育て応援事業	○子育て環境改善事業 ・イクちゃんサービスについての広報活動、企業・法人への個別依頼、業界団体等の協力を得た幅広い周知を実施 ・イクちゃんサービスのニーズ把握調査を行い、企業・団体等へ結果を情報提供することによるサービスの質の向上 ○子育てポータルサイト運営事業 ・子育てに関するサービスの正確な情報を子育て家庭が必要な時にワンストップで得られるよう、イクちゃんネットの管理運営 ・利用者ニーズ調査を踏まえ、より利用しやすいサイトとなるよう、必要に応じて改修を検討 ○寄附を活用した子育て応援事業 ・地域子育て支援拠点等の子育て支援者のスキルアップとなる研修会や子育て講座等の実施	有
		(3)	障害児・者の社会との交流促進等を図るため、市町における地域活動支援センターの機能強化と地域差の解消に向け、引き続き、県内の設置状況を集約し、情報共有を図るとともに、市町に対する財政支援を行います。	・広島県市町地域活動支援事業費等補助金	○7月に県内の地域活動支援センターの設置状況等を集約し、県HP等により情報共有を図った。 ○また、地域活動支援センターの機能強化を図るため、地域活動支援センターに専門職員を配置し、医療や福祉、地域の社会基盤との連携調整、地域ボランティアの育成等を実施した市町に対して、財政支援を行った。	無
		(4)	それぞれの集落の状況に応じた柔軟な地域運営や創意工夫による課題解決の取組を促進することによって、中山間地域における地域力の強化を図ります。	・住民自治組織持続可能性創出モデル推進事業	(再掲) ○地域の担い手の確保・育成 ・チーム500WEBサイトの運営 ・ひろしまさとやまGOODアワード(表彰制度) 5件表彰 ・ひろしま「ひと・夢」未来塾(人材育成塾) 卒塾生29人 ・ひろしま里山づくり学習プログラム 県内4地域実施 ・さとやま未来円卓会議(コンソーシアム) 2回6人登壇 ・元気さとやま応援プロジェクト(補助金) 交付決定43件 ・サポートデスク(相談窓口) 87件(R7.1末) ○集落対策 ・専門人材派遣 11組織、生活サービス確保等 4地域 ・住民自治組織持続可能性創出モデルの推進 5件	有
		(5)	学校等の公的機関とフリースクールなどの不登校等児童生徒を支援している民間団体等との連携促進など、多様な学びの選択肢を増やす取組を通じて、不登校等児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境整備に取り組みます。	・学びのセーフティネット構築事業(一部)	○不登校等児童生徒を支援している団体等との情報共有会(9月)開催 ○県内42校の不登校SSR推進校への支援 ○ひろしま学びプログラムの実施 ・あつまれ！学びプログラム 7月(警報発令のため中止)・10月・11月・2月実施 ・オンライン学びプログラム月2回程度実施 ・オンラインクラブ活動月2回程度実施 ○教職員研修等の実施 ・探究セミナー(4月・7月・10月・2月)実施 ・学びプラス…SCHOOL“S”編 年20回実施、SSR編 2回×3校実施 ・不登校等児童生徒支援に係るサポート 15件(令和7年3月11日現在)	有
3 認知症になっても安心して暮らせる地域づくりの促進(P.28～31)						
		(1)	＜普及啓発・本人発信支援＞ ○ 認知症に関する正しい理解を深めるため、引き続き啓発イベントを実施するとともに、子供を含む若い世代や県が連携する企業など、地域社会を構成する幅広い主体に対して認知症サポーター養成講座を実施します。 ○ 認知症の人がその個性と能力を十分に発揮し、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、市町や関係団体と連携して、認知症の人からの発信の機会が増えるよう取り組みます。 ○ 市町や関係団体と連携し、地域で暮らす認知症の人とともに普及啓発を行い、また、本人ミーティング等の取組により、認知症の人及びその家族の意見を把握するよう努めます。 ○ 診断直後等は認知症の受容ができず、今後の見通しにも不安が大きいことから、ピアサポーターによる心理面、生活面に関する相談活動を支援します。	・認知症にやさしい地域づくり支援事業(一部)	○サポーター養成講座の講師であるキャラバンメイト養成研修を8月16日に開始し、59名のキャラバン・メイトを養成した。 ○キャラバン・メイト養成研修の申込書にサポーター養成研修の実施時期を明記させるなど、サポーター養成研修の開催の働き掛けを行った。	有
		(2)	＜認知症バリアフリーの推進＞ ○ 市町と連携して、認知症カフェの開催・チームオレンジによる声かけや意見交換などにより、地域とのつながりを保ち、認知症の人とその家族が孤立しないための関係づくりを図ります。その際、外出が困難な状況下においては、オンラインツールの活用等も検討します。 ○ 認知症の人が日常生活で困った際に、周囲の理解や支援を求めるためのヘルプカードが利用されるよう、市町に対し、利用促進に向けた周知を図ります。 ○ 認知症サポーターの更なる活動の推進に向け、市町と連携し、認知症カフェやチームオレンジなど、認知症サポーターが地域において積極的に活動できる場の周知に取り組みます。 ○ チームオレンジコーディネーター研修などにより、チームオレンジの立ち上げ支援や好事例の横展開を行うことで、引き続き、市町におけるチームオレンジの整備に努めます。 ○ 認知症による徘徊や行方不明者への対応については、国、警察本部等との連携を強化し、ホームページの特設サイト等を活用した早期発見のための仕組みや市町による徘徊・見守りネットワークの充実を推進していきます。	・認知症医療・介護研修事業(一部)	○チームオレンジコーディネーター研修を開催 【開催日】R6.9.12 【場所等】Web 【対象者】市町担当職員 【内容等】チームオレンジの効果的な編成方法や運営のノウハウ等を伝達 【参加者】20名	無
		(3)	＜若年性認知症の人への支援＞ ○ 若年性認知症支援コーディネーターが、各地域の地域包括支援センターや認知症地域支援推進員等へ迅速に情報提供を行うなど、若年性認知症の人や家族からの相談ケースを地域の関係機関につなぐことにより、地域を含めた支援の実行体制の構築を図り、オーダーメイド型の支援を行います。 ○ 若年性認知症支援コーディネーターは、市町や医療・就労・障害・介護等の関係機関、当事者団体等との連携体制の構築に加えて、地域や関係機関に対する若年性認知症に係る正しい知識の普及を行います。 ○ 若年性認知症の人が早期に適切な支援につながるよう、医療機関と支援機関が一体となった早期の支援着手に向け、産業医や医療機関に対し、若年性認知症支援コーディネーターや当事者団体等の支援機関について周知を行います。 ○ 若年性認知症の人が役割や生きがいを持ち、社会や地域と関わり続けられるよう、就労支援サービスによる意欲及び能力に応じた雇用の継続や円滑な就職、障害福祉サービスや介護保険サービス等による生産活動やボランティア活動、認知症カフェなどの若年性認知症の人や家族が交流できる居場所への参加を支援します。 ○ 市町が主体となって、若年性認知症の人への早期からの支援が行えるよう、市町に対し、若年性認知症支援コーディネーターの周知を積極的に行うとともに、助言・支援や研修等を実施します。	・認知症にやさしい地域づくり支援事業(一部)	○若年性認知症支援コーディネーター2名を設置し、相談支援を行うとともに、各種会議への参加を通じて、関係機関との連携を図った。 ○若年性認知症への理解促進のため、若年性認知症支援ネットワーク研修を2回開催した。 【開催日】①R6.11.8 ②R6.12.21 【場所等】①広島市(ハイブリット) ②福山市(集合) 【対象者】①専門職(障害福祉分野等) ②県民 【内容等】①福祉的就労支援 ②本人・家族による講演会 【参加者】①約80名 ②126名 ○居場所づくりの一環として、若年性認知症の本人同士・家族同士の交流会を開催した。(R6.10.20、R6.12.21)	無

分野別施策(地域福祉計画掲載ページ)				事業名等	事業内容の実績(R6年度)	モニタリング指標の有無
	4 非常時の地域支え合い活動の促進(P.32～33)					
	(1)	災害リスクの高い地域に居住している人々に適切な避難行動をとっていただけるよう、市町と連携し、自主防災組織による避難の呼びかけ体制構築・実践の取組を促進します。	・自主防災組織の体制強化	○土砂災害リスクの高い地域における実践的な取組の促進 ・土砂災害のリスクが高く、訓練を未実施の組織を抽出したうえで、各市町と調整を重ね、約170組織において、地域防災タイムラインを活用した住民避難訓練や避難所見学会等、実践的な取組を実施した。	有	
	(2)	市町が進める避難行動要支援者名簿の定期的な更新や、障害の特性や地域の実情等を踏まえた個別避難計画の作成・見直し、要支援者を含めた避難訓練等の取組に対して、県作成ガイドラインによる助言や先行事例の共有等により支援を行います。 また、避難支援者の確保に向けた取組を促進するため、福祉専門職等を対象とした研修会の開催や地域住民の理解促進を図る研修教材の提供、地域コミュニティとの連携・協働した取組事例の共有等により、市町の取組を支援します。	・防災と福祉の連携による個別避難計画策定促進事業	【避難行動要支援者の「個別避難計画」作成への市町支援】 ※防災コンサル業者への委託実施。また、福祉部局(共生・障害)と防災部局(危機)が連携して事業を推進。 ○市町の取組支援 ・市町への訪問ヒアリング(進捗等確認、助言等) ・市町連絡会議の開催(5回) ○専門アドバイザー派遣(住民向け説明会等開催支援) ○福祉専門職向け研修の開催(6回) ○市町と共同した住民向け研修の開催(2地域) ○市町の取組や研修資料(素材・動画等)を県HPIに掲載して情報発信	有	
	(3)	福祉避難所や一般避難所の要配慮スペース等の整備・開設にあたって必要なポイント等をまとめたガイドラインを作成するなどにより、市町が進める避難者の特性等に応じた受入環境・体制づくりを促進します。	・防災と福祉の連携による個別避難計画策定促進事業	【避難先の確保に向けた市町支援(福祉避難所の整備促進)】 ○福祉避難所等ガイドライン説明会の開催(市町向け、施設向け、各1回) ○福祉避難所の開設・運営訓練(ガイドラインの活用検証)の実施(1回) ○福祉避難所の運営を補助する「福祉的支援ボランティア」制度の創設 ・県立広島大との協定締結による運用開始(R6.11月) ・看護師等を養成する県内7大学との協定締結等により、ボランティア協力体制を広域化(R7.3月／予定)	無	
	(4)	県災害福祉支援ネットワークの活動を通じ、災害派遣福祉チーム(DWAT)の周知を図るとともに、継続的に、登録員への実践的な研修・訓練を実施します。	・災害福祉支援ネットワーク構築推進事業	○チーム員の新規募集 ○チーム員研修の開催(基本研修1、スキルアップ研修1、先遣リーダー研修1) ○市町と連携した派遣訓練の実施(1回) ○市町、地域へのDWAT活動の報告	無	
Ⅲ まるごと相談支援体制の構築(P.34～35)						
	1 分野を超えた連携体制の構築及び相談支援機能の充実(P.35)					
	(1)	包括的な相談支援体制構築に向け、各市町への個別訪問や研修の場等において、県内外の取組事例や課題等の共有・意見交換を行う機会を定期的に設けるとともに、それぞれの市町の進捗や課題を把握した上で、総合的な伴走支援を行います。 また、複合的な課題や制度の狭間の問題を解決するため、各分野が連携して、対応できる相談支援体制の構築に取り組みます。	・重層的支援体制整備事業(交付金) ・地域共生社会推進事業(市町の包括的支援体制の構築支援)	○事業実施11市町への交付金(国庫補助)交付による支援。 ○事業実施を検討する市町への相談・情報提供等による支援。 ○包括的な支援体制構築を促進するための研修・市町会議の開催、個別訪問協議の実施 ・「地域支え合いコーディネート機能強化研修」開催(R6:4回) ・市町会議の開催(R6:1回) ・全市町訪問による支援等の実施	無 有	
	(2)	県、県保健所、県地域包括ケア推進センター、市町等が連携し、市町担当者や、相談支援機関等の専門職等を対象として、「世帯まるごと」の支援の考え方への理解や、「本人や家族の支援拒否」への対応の仕方、困難事例への対応についての基礎的な研修プログラムを順次、検討・実施していきます。 また、各分野専門研修や市町が行う研修等について、様々な関係者が参加できるように情報共有を行います。	・広島県地域包括ケアシステム強化推進事業(一部)	○広島県地域包括ケア推進センターにて、地域包括支援センター及び市町職員、支援に関わる保健・医療・福祉・介護関係機関等を対象に、処遇困難事例研修を開催	無	
Ⅳ つなぎ・つながる機能の充実・強化(P.36～37)						
	1 つなぎ・つながる機能の充実・強化(P.37)					
	(1)	各市町が目指す姿の実現に向け、進捗や課題を把握した上で、各市町や関係機関・団体への研修・個別訪問の場等において、県内外の先行事例や課題等の共有・意見交換を行う機会を定期的に設けるなどの支援を行います。	・地域共生社会推進事業(市町の包括的支援体制の構築支援)	(再掲) ○包括的な支援体制構築を促進するための研修・市町会議の開催、個別訪問協議の実施 ・「地域支え合いコーディネート機能強化研修」開催(R6:4回) ・市町会議の開催(R6:1回) ・全市町訪問による支援等の実施	有	
	(2)	○生活支援コーディネーターのスキルアップのため、県保健所及び県地域包括ケア推進センターと連携し、実践事例等を踏まえた研修やアドバイザー派遣等を行います。 ○生活支援コーディネーター同士の情報交換会などを開催し、継続的に相談し合えるネットワークづくりの構築を支援するなどにより、質の向上を図ります。 ○地域内で生活支援コーディネーターの活動や、気軽に参加できる地域における支え合い活動例等について、住民や専門職に周知する市町の取組を支援します。	・広島県地域包括ケアシステム強化推進事業	○生活支援コーディネーター養成研修・育成研修・他機関合同圏域別意見交換会を開催し、生活支援コーディネータ同士のネットワークづくりの構築を支援し、質の向上を図った ○生活支援コーディネーター活動サポーター派遣の実施	無	
(3)	適切な支援や支え合いにつながりやすい環境づくりを促進するため、市町とともに、地域の居場所や制度・サービス等の情報を集約して発信するなど、つなぎ・つながる機能の充実を図ります。	・地域共生社会推進事業(県民理解の促進)	(再掲) ○地域共生社会づくりの県民の理解・行動を促進するためのモデル事業の実施 ・人口や地域の特色など、地域性に差異がある2地区をモデル事業実施地域として選定。(福山市西学区、常金丸学区) ・各モデル地域における関係者との調整、事業計画の検討 ・福祉専門職や民生委員などを対象に、「課題を抱える人への気づきにつながる特徴」等にかかるヒアリングを実施。 ・ヒアリング結果を踏まえ、課題を抱える人に対して自分たちができることについて考えるきっかけとなる普及教材(映像媒体及び紙媒体)を製作。	無		

分野別施策(地域福祉計画掲載ページ)			事業名等	事業内容の実績(R6年度)	モニタリング指標の有無
Ⅴ 支援につながりにくい人・世帯へのアプローチ(P.38～45)					
	1 ケアラー(家族介護者等への支援の充実)(P.38～39)				
	(1)	各地域包括支援センターの一覧や相談できる内容のほか、介護保険制度等について広報紙やホームページ等を通じて、情報発信を行います。	・広島県地域包括ケアシステム強化推進事業	○ブレ高齢者(40歳～64歳)を対象に、地域包括支援センター認識・理解度を計測するインターネット調査を実施 ○ホームページリニューアルに併せ、地域包括支援センターを認識・理解を促進するための映像(動画)の制作及びインターネットにて広告配信等を実施	無
	(2)	市町が行うケアラー(家族介護者等)への相談支援や介護の負担軽減等の家族介護支援事業を通じ、レスパイトのために利用できるサービスや相談窓口の周知、介護疲れの負担軽減に向けた取組を促進します。	・地域支援事業交付金(一部)	○広島県地域包括ケア推進センターにて、地域包括支援センター及び市町職員、支援に関わる保健・医療・福祉・介護関係機関等を対象に、処遇困難事例研修を開催	無
	(3)	ケアラー(家族介護者等)への相談体制の充実を図るため、地域包括支援センター等で家族介護支援に関わる人材のスキル向上に向けた取組を検討します。	・広島県地域包括ケアシステム強化推進事業	○広島県地域包括ケア推進センターにて、地域包括支援センター及び市町職員、支援に関わる保健・医療・福祉・介護関係機関等を対象に、処遇困難事例研修を開催	無
	(4)	当事者団体や当事者を支援するNPOなど、地域内外にある支援団体や相談窓口などを把握し、公的機関との連携が行える仕組みの検討を行います。	・地域共生社会推進事業(県民理解の促進)	(再掲) ○地域共生社会づくりの県民の理解・行動を促進するためのモデル事業の実施 ・人口や地域の特色など、地域性に差異がある2地区をモデル事業実施地域として選定。(福山市西学区、常金丸学区) ・各モデル地域における関係者との調整、事業計画の検討 ・福祉専門職や民生委員などを対象に、「課題を抱える人への気づきにつながる特徴」等にかかるヒアリングを実施。 ・ヒアリング結果を踏まえ、課題を抱える人に対して自分たちができることについて考えるきっかけとなる普及教材(映像媒体及び紙媒体)を製作。	無
	(5)	教職員のヤングケアラーに対する理解促進に向けた研修の実施など、支援機関に適切な橋渡しができるよう教育相談体制の充実を図ります。	・教職員等への研修実施等	○教職員やスクールソーシャルワーカー等のヤングケアラーに対する理解促進に向けた研修を実施 ・生徒指導主事研修 (5月) ・SSW連絡協議会 年3回(4月、10月、1月)	無
	2 発達障害児・者への支援の充実(P.40～45)				
	(1)	発達障害児・者が、早期から身近な地域で発達障害の特性に配慮した支援が受けられるよう、広島県発達障害者支援センターによる機関コンサルテーションや、ライフステージ等に応じた研修会の実施等により、支援者の質の向上を図ります。 また、地域支援マネジャーの派遣や、地域における発達支援の中核的な支援機関である児童発達支援センターの機能強化等により、地域支援体制の構築・強化をサポートします。	・発達障害者支援センター運営事業	○広島県発達障害者支援センターの設置 ・社会福祉法人つつじに委託 ・発達障害児・者及び家族・支援者・関係機関からの発達支援、就労支援に係る個別相談・支援 ・発達障害に関する理解促進に向けた普及啓発や、対応力の向上に向けた研修等の実施	有
	(2)	発達障害の家族支援体制を整備するため、ペアレント・トレーニング実施者養成研修やペアレントメンター養成研修等の開催、地域支援マネジャーの派遣等による、市町におけるペアレント・トレーニングやペアレントメンター事業の導入の推進を図ります。	・発達障害地域支援体制推進事業	○発達障害に関する高度な専門性を有する地域支援マネジャーを配置 ・社会福祉法人つつじに委託し、センター内にマネジャーを2名設置 ・身近な地域において発達障害の特性に配慮した切れ目のない支援体制が構築されるよう、市町や関係機関からの依頼に基づき、センターに配置された発達障害者地域支援マネジャーが地域の課題に応じた専門的な助言・指導等を実施	有
	3 生活困窮者への支援の充実(P.40～45)				
	(1)	生活困窮者自立相談支援機関における近年の多様化した相談への対応や、包括的な相談支援の実践に向け、市町相談員の資質向上のための研修の充実を図ります。 また、任意事業の実施市町の増加に向け、市町への優良事例の情報提供等を行います。 生活困窮者自立相談支援機関において、連携が必要となる関係機関等を把握・リスト化し、市町等へ周知を行います。	・生活保護法施行事務費(生活困窮者自立支援事業)	○自立相談支援員の資質向上のため、研修会を開催。 「生活困窮者自立相談支援事業従事者研修」開催(R6.4回) ○市町における任意事業の実施促進のため、情報提供を行った。 ・管内課長会議等において、実施状況等の情報提供を実施。 ・研修会において、優良事例等の情報提供を行ったり、事業の立上げ方などについて専門スタッフが訪問して助言を行うコンサルティング事業の活用を促すなど、実施促進を図った。	無
	(2)	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対する生活福祉資金の貸付と必要な相談支援を行い、当該世帯の方が経済的に自立し、安定した生活が送れるように支援します。	・生活福祉資金貸付制度補助金	県社協が実施する、福祉資金等の貸付・相談事業への活動助成。	無
	(3)	若年無業者(ニート)を支援するため、次の取組を推進します。 ・各種相談対応や職業意識啓発のため、グループワーク等のプログラム等を実施 ・心の病を持つ若者を支援するため、臨床心理士による定期相談を実施 ・就労意識の高揚を図るため、企業人講話、職場体験及び各種支援プログラムを実施 ・多機関との連携・情報共有を図るため、臨床心理士会、NPO、福祉保健機関、教育機関等とのネットワーク会議を開催	・若者自立支援プロジェクト事業	○若年無業者(ニート)等に対し、職業的自立に向けた各種相談、グループワーク及び職業意識啓発のためのプログラム等を実施した。 ○また、臨床心理士による相談を月2回以上実施した。 ○社会や職業へのふれあい機会の提供として、企業人講話(年10回以上)、職場見学・体験(年6回以上)及び各種支援プログラム(月平均10回以上)を実施した。 ○関係機関との連携・情報共有を図るため、毎月、広島労働局をはじめとする関係者が集まり、サボステの運営状況について情報共有を行っている。	無
	4 ひきこもり支援の充実(P.40～45)				
	(1)	市町や関係機関と連携・協働を図り、切れ目のない支援を実現するために、地域の実情を踏まえたネットワークづくりに取り組みます。	・ひきこもり支援推進事業	○各市町担当者向け説明会 ・R6.10.16の「ひきこもり支援者人材育成研修」に併せて開催 ・ひきこもり支援ステーション事業や県の支援等について説明するとともに市町からの好事例の発表や意見交換を行った。	無
	(2)	広島ひきこもり相談支援センターにおいて、市町や関係機関との連絡協議会や研修会の開催により、情報共有や好事例の横展開を図ります。		○各ひきこもり相談支援センター(連絡協議会等)と連携し、市町でのひきこもり支援の充実・強化に向けた働きかけを行う。 【連絡協議会等の開催】 西部センター(R7.2.4) 東部センター(R7.2.25) 中部北部センター(R7.3.19他) 【実務者連絡会議の開催】 ・R6.12.16 ○住民向けひきこもり研修会 テーマ『「ひきこもり」のいる社会」～当事者はなぜ動けないのか?』 参加者: 125 名 開催日: R6.12.1	無
	(3)	県立総合精神保健福祉センターにおいて、市町や関係機関を対象に研修会を開催し、ひきこもり支援従事者の人材育成に取り組みます。		○ひきこもり支援者人材育成研修 テーマ「ひきこもり・不登校の対話的支援」 対象者: 保健所、市町のひきこもり支援担当部署、その他所属においてひきこもり支援に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者 参加者: 138人 開催日: R6.10.16	無

分野別施策(地域福祉計画掲載ページ)				事業名等	事業内容の実績(R6年度)	モニタリング指標の有無
5 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備(P.40～45)						
	(1)	公営住宅の長期的な安定供給に向けて、県と市町が連携し、将来的に必要な公営住宅の供給戸数を見据え、建物の長寿命化により事業量の平準化を図るとともに、地域ごとの需要を踏まえながら適切に更新、維持管理を行います。	・県営住宅建設事業	○外壁改修等の長寿命化工事を実施した。(県営長寿園南高層住宅1号館外壁改修工事他。) ○著しく老朽化した既存の県営住宅について、地域需要を踏まえた建替えを実施した。 ・県営鯉港住宅建替事業(解体)に着手 ・県営熊野住宅南ブロック建替事業(1棟完成) ・県営引野住宅建替事業(1棟完成)	無	
	(2)	多様な住宅確保要配慮者のニーズに応じた支援を実施していくため、民間賃貸住宅所有者への住宅セーフティネット制度の普及等を図り、セーフティネット住宅の登録を促進します。 また、広島県居住支援協議会の活動等を通じ、各部局間や不動産関係事業団体との連携を強化し、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に取り組むとともに、地域のニーズに応じた居住支援を実施していくため、市町における居住支援協議会の設立や居住支援法人の増加に向けた普及啓発を行い、居住支援体制の充実を図ります。	・広島県居住支援協議会事業	○(公財)日本賃貸住宅管理協会広島県支部と広島県居住支援協議会の共催により、賃貸住宅のオーナー向けセミナーを開催した。 ○市町単位で、関係行政部局、不動産関係団体、社会福祉協議会等による意見交換会を開催し、部局間連携、官民協働に向けた意識醸成を図った結果、呉市において居住支援協議会が設立された。 ○居住支援法人については、普及啓発の取組等により令和6年度に2団体指定を行い、合計24団体となった。	無	
6 矯正施設退所者等の地域定着支援(P.40～45)						
	(1)	矯正施設退所者等が地域社会において生活基盤を持ち、社会参画が果たせるよう、県地域生活定着支援センターと、刑事司法関係機関、就労支援機関、福祉等関係機関との間で情報共有や意見交換を行い、福祉的支援の充実や就労支援・職場定着の促進に取り組みます。	・地域生活定着支援事業	令和4年度から、広島県地域生活定着支援センターによる支援対象者に執行猶予者等を新たに加え(入口支援)、県による支援機能の拡大を図っている。 広島県、広島県地域生活定着支援センター、広島地方検察庁、広島保護観察所、弁護士による定期的な連絡会議で、ケース対応等に係るアドバイスや意見交換等を実施。	有	
			・再犯防止推進事業	○国(地方検察庁、保護観察所)と連携し、広島県就労支援事業者機構に、「刑事司法手続終了者に対する就労支援事業」を委託 ・就職活動支援(人数:12人、支援回数86回) ・職場定着支援(人数:7人、支援回数37回) ※R6.12末現在	有	
	(2)	「広島県再犯防止推進連絡会議」をはじめ、国、県、市町及び民間の関係機関等による情報共有や連携を促進し、矯正施設退所者等に対する支援体制の構築に取り組むとともに、犯罪や非行をした人たちの更生について、県民の理解促進を図ります。	・再犯防止推進事業	○市町職員等に対し更生支援についての関心を喚起し、実効性のある業務を推進するための会議等の実施 ・再犯防止施策市町会議(R6.6) ・広島県再犯防止推進研修会(R.7.1)	有	
7 外国人が安心して生活できる環境整備(P.40～45)						
	(1)	外国人が孤立することなく安心して生活できるよう、市町と連携して、地域とのつながりを深めながら生活に必要な情報を外国人同士で共有できる仕組みづくりに取り組むとともに、住民の異文化理解の促進を図ります。また、医療・防災、教育・生活安全等や日常生活に関する情報の多言語化と提供機会の充実に取り組みます。	・外国人との共生推進事業	【外国人との共生推進事業】 ○1市が新たに外国人同士や外国人と地域住民を繋ぐキーパーソンの発掘活動を実施 【多言語サイト運営事業(Live in Hiroshima)】 ○ポータルサイト及びFacebookを通じて、生活情報や地域行事等に関する情報を発信(R7.2.20時点で97件) ※Facebookフォロワー数5,163人:R6目標値を4,800に上方修正 【異文化理解促進プログラム】 ○2市で新たに取組方針等を策定し、異文化理解の授業を実施 【地域日本語教室の拡充】 ○ひろしま国際センターに総括コーディネーター及び地域日本語教育コーディネーターを配置し、市町等への指導助言を実施 ○日本語学習支援者の養成研修を6市町で開催するとともに、新たに4市4地域において地域日本語教室を新規開設	有	
			・多言語サイト運営事業(Live in Hiroshima)	【多言語サイト運営事業(Live in Hiroshima)】(再掲) ○ポータルサイト及びFacebookを通じて、生活情報や地域行事等に関する情報を発信(R7.2.20時点で97件) ※Facebookフォロワー数5,163人:R6目標値を4,800に上方修正	有	
			・異文化理解促進プログラム	【異文化理解促進プログラム】(再掲) ○2市で新たに取組方針等を策定し、異文化理解の授業を実施	有	
	(2)	日本語能力が十分でない外国人に対して、日本語教室を核とした地域コミュニティ拠点を整備し、日本語によるコミュニケーション能力向上の支援及び地域社会への参画を促します。	・地域日本語教室の拡充	【地域日本語教室の拡充】 ○ひろしま国際センターに総括コーディネーター及び地域日本語教育コーディネーターを配置し、市町等への指導助言を実施 ○日本語学習支援者の養成研修を6市町で開催するとともに、新たに4市4地域において地域日本語教室を新規開設	有	
	(3)	学校における多文化共生の視点をもった日本語指導の実施に向けて、連絡協議会や研修会の実施等を通じ、教員の指導力向上に取り組めます。	・学びのセーフティネット構築事業	○日本語指導を担当する教員の指導力向上 ・外国人児童生徒等教育連絡協議会(年間2回)及び日本語指導担当教員研修会(年間2回)の実施	有	
8 配慮が必要な人への支援(P.40～45)						
	(1)	孤独・孤立対策推進法(令和5(2023)年6月7日公布)で規定されている地方公共団体の責務を念頭に置き、孤独・孤立対策の推進に向け、市町とともに、法の趣旨を踏まえた取組を検討し、実施につなげます。	・国、市町と連携した孤独・孤立対策の推進	○孤独・孤立対策に係る情報収集及び発信 孤独・孤立対策関係課室メールマガジン等を地域共生社会推進PT構成課に情報提供。(R6.2時点:54件) ○孤独・孤立対策推進強化月間の周知 内閣府孤独・孤立対策推進室が定めた「孤独・孤立対策強化月間」について、5月の強化月間に合わせ、関連イベントやポスター、相談窓口等の情報を県ホームページで紹介。 ○つながりサポーター養成講座の開催 困りごとを抱える人に気付き、声掛けができる、困ったときに声を上げやすい社会環境を作ることとを目的とし、孤独・孤立問題への理解を深める研修を実施。(受講申込数:オンライン33名、会場参加17名 計50名)	無	
	(2)	行政機関と相談支援機関やNPO等、「生きづらさ」を抱えている人や世帯への支援を行っている機関・団体が相互に連携し、効果的に取組を推進する基盤の構築やアウトリーチ支援の推進に取り組めます。	・支援機関・団体の連携促進、アウトリーチ支援の推進	(再掲) ○事業実施11市町への交付金(国庫補助)交付による支援。 ○事業実施を検討する市町への相談・情報提供等による支援。	無	

分野別施策(地域福祉計画掲載ページ)			事業名等	事業内容の実績(R6年度)	モニタリング指標の有無
VI 総合的な権利擁護体制の構築(P.46～53)					
	1 成年後見制度等の権利擁護支援の充実(P.46～47)				
	(1)	福祉サービス利用援助事業(かけはし)の一層の周知を図るとともに、生活支援員や専門員の担い手の確保・質の向上を図るため、県社会福祉協議会等が実施する研修や関係機関との連携体制の構築に向けた取組を支援します。	・福祉サービス利用援助事業	○県社協へ補助 ・広報、普及、調査研究 ・研修会の実施等 ○県社協へ補助(市町社協に委託):福祉サービス利用援助事業(かけはし)の実施 ・福祉サービスの利用援助(サービスの情報提供、助言、契約手続きの代行等) ・日常的金銭管理サービス(年金、手当の受領確認援助、生活費の預貯金払戻手続き援助等) ・通帳などの預かりサービス(預金通帳、銀行印、保険証書等) ○県社協へ委託 ・広島県成年後見制度等推進会議(市民後見人養成検討を含む)、広島県成年後見制度等推進団体連絡会議の開催・運営 ・権利擁護支援ガイドライン作成WGの運営、GL作成 ・中核機関体制整備・機能強化研修の開催 ・意思決定支援研修の開催 ・権利擁護支援アドバイザー事業の実施 ○成年後見制度利用促進事業(県社協へ補助) ・生活支援員等権利擁護支援の担い手確保・養成事業 ・市町社協法人後見支援事業 ○市民後見人養成事業(市町へ補助) 市民後見人の養成研修とフォローアップ研修等の実施、講演会の開催	有
	(2)	各市町において、成年後見制度等の権利擁護の相談が受けられ、司法専門職等と連携して課題を整理し、解決策の方針が決定できる体制構築に向けて、アドバイザーの派遣を通じた市町支援を強化します。また、成年後見制度の利用等に係る困難ケースへの専門家派遣や機能強化研修の開催等、各市町の取組の充実・強化に取り組みます。	・地域共生社会推進事業(権利擁護支援の強化)	(再掲) ○県社協へ委託 ・広島県成年後見制度等推進会議(市民後見人養成検討を含む)、広島県成年後見制度等推進団体連絡会議の開催・運営 ・権利擁護支援ガイドライン作成WGの運営、GL作成 ・中核機関体制整備・機能強化研修の開催 ・意思決定支援研修の開催 ・権利擁護支援アドバイザー事業の実施	有
	(3)	市町の成年後見制度利用促進基本計画の策定に向け、情報提供や助言等を行います。			
	(4)	成年後見制度等に関わる人材が確保され、質の高い支援を提供する仕組みを整えるため、専門職団体や家庭裁判所等で構成する県域単位の協議会を設置して、関係団体等と連携・協力し、広域的に人材を確保します。			
	(5)	関係機関等を対象とする制度利用に関するガイドラインの作成や、意思決定支援の考え方を深めるための研修の開催等により、支援の質の向上に取り組みます。また、県民向けに成年後見制度等の普及啓発を行い、理解促進と支援を要する人のニーズ把握を行います。			
	(6)	市民後見人を養成している市町に対する支援を行うとともに、複数市町での市民後見人の養成等について検討します。	・権利擁護人材の担い手養成・確保事業	(再掲) ○県社協へ委託 ・広島県成年後見制度等推進会議(市民後見人養成検討を含む)、広島県成年後見制度等推進団体連絡会議の開催・運営 ・権利擁護支援ガイドライン作成WGの運営、GL作成 ・中核機関体制整備・機能強化研修の開催 ・意思決定支援研修の開催 ・権利擁護支援アドバイザー事業の実施 ○成年後見制度利用促進事業(県社協へ補助) ・生活支援員等権利擁護支援の担い手確保・養成事業 ・市町社協法人後見支援事業 ○市民後見人養成事業(市町へ補助) 市民後見人の養成研修とフォローアップ研修等の実施、講演会の開催	有
	2 虐待・DV防止対策の充実(P.48～50)				
	(1)	[高齢者] ○ 市町における通報受理や相談等への対応力を底上げするため、虐待対応職員を対象とした専門知識や技術を習得するための研修実施のほか、複雑困難な事例に対する専門家派遣による支援等を行います。 ○ 引き続き、養介護施設等の管理者及び従事者や養護者を対象とした研修を実施するとともに、認知証高齢者に対する虐待防止を図るため、認知症や認知症ケアに関する専門的知識・技術を習得するための研修を実施します。 ○ 各市町における高齢者虐待防止ネットワークの状況を把握した上で、関係機関等と連携・協力し、ネットワーク機能の強化による虐待防止につながる地域づくりに取り組んでいきます。	・高齢者虐待防止ネットワーク会議	・養護者による高齢者虐待対応研修 基礎編(R6.6)、実践編(R6.7) ・養介護施設従事者による高齢者虐待対応研修 事前学習でのオンデマンド1回、対面での研修1回(R6.8) ・介護福祉士会の出前研修 7市町参加	無
	(2)	[障害者] ○ 障害者虐待事案の未然防止及び早期発見のため、市町及び障害福祉サービス事業者等並びに学校、保育所等、医療機関及び放課後児童クラブ等の関係者を対象とした虐待防止・権利擁護研修を毎年開催し、設置・管理者の受講を徹底します。 ○ 引き続き、広島県障害者権利擁護センターにおけるパンフレットの作成・配布、ホームページ等による情報発信等による普及啓発活動に努め、定期的に障害者虐待防止ネットワーク推進会議を開催し、虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等に取り組むとともに、これらの体制や取組について、定期的に検証を行い、必要に応じて見直し等を行います。	・障害者虐待防止・権利擁護推進事業	○ 障害者虐待防止・権利擁護研修 障害福祉サービス事業所等職員、市町職員等、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者を対象とした研修(1回) ○ 障害者権利擁護センター運営委託 ○ 障害者虐待防止ネットワーク推進会議(1回)※3月開催予定	無
	(3)	[児童・DV] ○ 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を図るため、体制強化や研修等により、県こども家庭センターや市町の機能の強化に取り組みます。 ○ 社会的養護において子供の意見を踏まえた支援を行うため、職員による処遇決定時等の子供の意見聴取はもとより、県こども家庭センターの一時保護所や児童養護施設等で、第三者による意見表明支援を行います。 ○ 暴力の加害者にも被害者にもさせないため、発達段階に応じた予防教育やデートDV予防講座の実施校の拡大等、若年層からの教育・啓発の充実を図るとともに、DVに関する相談窓口の周知や、家庭に接する機会のある関係者への研修等、暴力被害の早期発見・相談に向けて取り組みます。 ○ 西部こども家庭センターに、困難な問題を抱える女性への支援の中核となる「女性相談支援センター」を設置し、広報周知を図るとともに、市町における支援調整会議の設置促進を図り、関係機関と連携した支援の仕組みづくりに取り組みます。	・児童虐待防止対策事業	○引き続き、児童福祉司・児相心理司といった専門性の高い人材の計画的な確保・育成に取り組むとともに、外部の有識者等の要保護児童対策地域協議会等アドバイザーや県こども家庭センターに配置した市町支援担当アドバイザーを派遣し、市町の支援を行った。 ○令和7年度に西部・東部こども家庭センターの2支所を開設するため、改修工事を行った。 ○県こども家庭センター一時保護施設、児童自立支援施設で実施している第三者による意見表明支援を、児童養護施設2施設にも導入した。	有
			・暴力被害女性支援体制整備事業 ・わたしらしい生き方応援拠点づくり事業	○ デートDV予防講座の実施校を拡大するため、県内中学校、高校等に対する予防講座講師リストの周知を市町や県教委に依頼した。 ○高等学校や市町を通じて、啓発資材の配布を実施した。 ○ DVを含めた困難な状況にある女性が、早期に相談し、そのニーズに応じた継続的包括的な支援を受けられるよう、女性相談支援センター窓口につながるHPIに誘導するため、リスティング広告等を実施した。 ○市町での支援調整会議の設置が進むよう、各市町における会議設置に向けた課題の深堀や会議設置要綱のひな形の提示などを行った。	有
				【わたしらしい生き方応援課】 ・「エソール広島」相談事業の実施	

分野別施策(地域福祉計画掲載ページ)			事業名等	事業内容の実績(R6年度)		モニタリング指標の有無
	3 消費者被害対策の充実(P.51)					
	(1)	市町や消費者団体、福祉・司法関係団体等と連携し、効果的な情報発信を行うとともに、地域の民生委員や福祉・介護関係者への出前講座を行う等、消費者被害対策の充実に取り組みます。	・消費者教育	高齢者や障害者などの本人やその見守り者に向けた消費者啓発講座を地域や特別支援学校などで実施した。		有
			・高齢者支援	関係団体と連携し、高齢者本人に啓発リーフレットを配付した。また、年末などの帰省時期に市町のSNS等により、高齢者と離れて暮らす家族など見守り者に情報提供した。		無
			・事業者指導	消費者トラブル情報の収集・分析や注視事業者の活動等調査を行うとともに、悪質な事業者に対する改善要請を行った。		無
	(2)	悪質事業者に対する指導の強化を図るとともに、市町や関係機関・団体等へ迅速に情報収集・提供し、消費者被害の未然防止・拡大防止につなげます。				
	4 福祉サービスの苦情解決及び第三者評価による質の確保(P.52〜53)					
	(1)	社会福祉法人による福祉サービスの質の向上や、利用者による適切な選択が行われるよう、第三者がサービスの質を評価し、結果を公表するとともに、サービスへの苦情・不満等を適切に解決する仕組みの充実を図ります。	・福祉サービス苦情解決事業	県社協に設置している運営適正化委員会への、福祉サービス利用者等からの苦情・相談等に対応するための活動助成。		無
(2)	推進組織や関係団体と連携し、福祉サービス第三者評価の受審の有効性や具体的な活用事例(優良事例等)をホームページ等でわかりやすく紹介することにより、事業所に対する受審意義の浸透と積極的な活用を促します。 ○ 福祉サービス第三者評価の公表情報が利用者とその家族に積極的に活用されるよう、評価結果について、写真やグラフ等を活用した可視化や、関係団体等のホームページへのリンク掲載などによる情報検索の簡易化を図るとともに、地域住民の相談役となる民生委員とも連携して積極的な周知を図ります。	・県社協による「広島県福祉サービス第三者評価推進委員会」 ・事業所への受審意義の浸透と活用促進、利用者等の評価結果の活用促進	・広島県社会福祉協議会による推進組織「広島県福祉サービス第三者評価推進委員会」の設置・運営 ・評価基準の策定(見直し)、評価調査者の養成(研修派遣)、評価機関の認証、福祉サービス事業者への受審促進・普及啓発 【開催状況】 推進委員会 3回開催(R6.7月ウェブ、R7.1月書面、R7.3月ウェブ) 研修企画ワーキング 3回開催(R6.11月、R7.1月、R7.3月) 課題検討ワーキング 1回開催(R6.10月ウェブ)		無	
(3)	障害福祉サービスの質の向上を図るため、情報公表制度を、より多くの利用者や相談支援専門員等が活用できるよう、普及啓発に向けた取組を実施します。	・障害福祉サービス等の情報公表制度の活用促進	○集団指導や運営指導を通じて情報公表が義務づけられたことを周知 ○新規の事業所指定時に情報公表についての通知文を送付		無	